

新旧対照表

○千葉県福祉のまちづくり条例施行規則

新			旧		
別表第三（第二条第三号） 道路に関する整備基準			別表第三（第二条第三号） 道路に関する整備基準		
(い)	歩道	歩道は、次に定める構造とすること。 一 幅員は、二メートル以上とすること。 二 表面は、滑りにくい仕上げとすること。 三 排水溝を設ける場合は、 <b>車椅子使用者</b> が通過する際に支障のない構造とし、 <b>溝蓋は車椅子</b> のキャスター及びつえ等が落ち込まない構造とすること。 四 歩道と車道は、工作物により明確に分離すること。 五 歩道の巻き込み部分、歩道が横断歩道と接する部分及び横断歩道と中央帯が交差する部分は、 <b>車椅子使用者</b> の通行に支障のない構造とすること。 六 公共交通機関の施設と視覚障害者の利用の多い施設とを結ぶ歩道その他視覚障害者の歩行の多い歩道には、必要に応じて誘導用床材及び注意喚起用床材を敷設すること。	(い)	歩道	歩道は、次に定める構造とすること。 一 幅員は、二メートル以上とすること。 二 表面は、滑りにくい仕上げとすること。 三 排水溝を設ける場合は、 <b>車いす使用者</b> が通過する際に支障のない構造とし、 <b>溝ぶたは車いす</b> のキャスター及びつえ等が落ち込まない構造とすること。 四 歩道と車道は、工作物により明確に分離すること。 五 歩道の巻き込み部分、歩道が横断歩道と接する部分及び横断歩道と中央帯が交差する部分は、 <b>車いす使用者</b> の通行に支障のない構造とすること。 六 公共交通機関の施設と視覚障害者の利用の多い施設とを結ぶ歩道その他視覚障害者の歩行の多い歩道には、必要に応じて誘導用床材及び注意喚起用床材を敷設すること。
(ろ)	横断歩道橋及び地下横断歩道	横断歩道橋及び地下横断歩道は、次に定める構造とすること。 一 階段は、回り段を設けないこと。 二 表面は、滑りにくい仕上げとすること。 三 階段、傾斜路及び踊場の部分には、両側に手すりを設けること。 四 昇降口には、注意喚起用床材を敷設すること。	(ろ)	横断歩道橋及び地下横断歩道	横断歩道橋及び地下横断歩道は、次に定める構造とすること。 一 階段は、回り段を設けないこと。 二 表面は、滑りにくい仕上げとすること。 三 階段、傾斜路及び踊場の部分には、両側に手すりを設けること。 四 昇降口には、注意喚起用床材を敷設すること。